

VI 再開発関係税制

ポイント

- ・ 防災街区整備事業により一定の規模の施設建築物が与えられる従前の権利者に対する税額の軽減措置の延長
- ・ 中心市街地において一定の優良な賃貸住宅（併用住宅を含む）を建設する場合の割増償却制度の延長

新規事項等

- 防災街区整備事業により一定の規模の施設建築物が与えられる従前の権利者に対する税額の軽減措置の延長（固定資産税）

防災街区整備事業の施行により従前の権利者に対して与えられる一定の床面積の防災施設建築物（権利床）に係る固定資産税について、新築後5年間、住宅床は2／3を、非住宅床は1／3を減額する措置の適用期限を2年間延長する。

- 中心市街地において一定の優良な賃貸住宅（併用住宅を含む）を建設する場合の割増償却制度の延長（所得税、法人税）

認定基本計画の定められた中心市街地において優良な賃貸住宅を建設するものとして市町村長が認定した場合の割増償却（5年間36%（耐用年数35年以上の場合は50%））の適用期限を2年間延長する。